

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2025/2/10 号 (No. 618)

=====

【ジェトロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、「2024 年中国專利調査報告」の概要紹介」と題する記事を作成しました。

本記事は、1 月 22 日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「2024 年中国專利調査報告」を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○ 【香港発中国創新 IP 情報】「2024 年中国專利調査報告」の概要紹介

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20250206.pdf

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 中央政府の動き

1. 中国、医薬品分野の独占禁止ガイドライン発表 競争環境整備へ(国家市場監管総局公式サイト 2025 年 1 月 24 日)
2. 特許代理サービス調達に「品質重視」基準 政府が新調達指針を制定(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、初の「重点商標保護リスト」発表 模倣品対策強化へ新たな一歩(中国知識産権资讯网 2025 年 1 月 23 日)

【華東地域】

2. 上海、知的財産権に関するビジネス環境政策説明会を開催(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)
3. 福建省泉州市、企業向け知的財産権管理指針を発表(国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)
4. 浙江省、知的財産標準体系構築のためのガイドラインを発表(国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)
5. 江蘇省、科学技術成果実用化を促進する免責制度を導入 「失敗不問」で挑戦後押し(中国政府網 2025 年 1 月 17 日)

【その他地域】

6. 寧夏回族自治区、知的財産保護で行政・司法が連携強化 新たな枠組み協定を締結(国家知識産権戦

略網 2025 年 1 月 26 日)

○ 司法関連の動き

1. 浦東新区検察院、新興産業の発展を支援する知的財産保護施策を発表(最高人民検察院公式サイト 2025 年 2 月 5 日)
2. 深セン市、営業秘密保護の「行政・刑事連携指針」を策定(最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 24 日)
3. 北京・天津・河北検察、「三必」メカニズムで知的財産権侵害に強力対応(国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)
4. 合肥市中級法院、知財保護強化などで「新たな質の生産力」を支援(中国法院網 2025 年 1 月 17 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 浙江省公安機関、企業内部の知的財産権犯罪の摘発に注力(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 天津知的財産権取引プラットフォーム、昨年の成約件数が 7 割増(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)
2. 広東省で初の生物育種データの知的財産権が登録(中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 23 日)
3. 中部 6 省、特許活用で中小企業成長を支援＝武漢で推進イベントを開催(中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

○ 統計関連

1. 2024 年中国のサービス貿易が過去最高を更新、知的財産権使用料の輸入も 8.7%増加(中国政府網 2025 年 1 月 28 日)
2. 中国の研究開発費対 GDP 比が 2.68%に 基礎研究投資が 10.5%増加(中国政府網 2025 年 1 月 23 日)
3. 2024 年の特許登録件数が 100 万件突破、国内企業の特許産業化率 53%に(中国政府網 2025 年 1 月 16 日)

○ その他知財関連

1. 中国における特許永久差止命令救済制限に関する新たな研究報告が発表(中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 22 日)

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国、医薬品分野の独占禁止ガイドライン発表 競争環境整備へ★★★

国務院独占禁止・不正競争防止委員会は15日、薬品分野における独占行為の防止と市場競争の公正化を目的とした「薬品分野における独占禁止ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定し、公布した。消費者利益の保護や社会全体の公益維持を掲げ、「中華人民共和国独占禁止法」に基づき、薬品業界に特化したルールを明確化した。

ガイドラインは全7章55条で構成され、薬品分野で顕在化する独占問題に対し、具体的な行為例や規制の原則、認定基準を細分化した。主な内容として、(1)独占禁止規制の基本原則、(2)薬品分野における独占協定の具体例、(3)市場支配的地位の濫用判定ルールの整備、(4)企業集中審査における分析要素の深化の4点を柱に据える。具体的には、薬品分野における事業者結合の一般的な類型を列挙するとともに、知的財産権に関連する取引が独占禁止法上の事業者結合に該当する具体的な事例を示した。

ガイドラインの制定により、薬品分野の事業者は独占禁止法の適用に関する理解と認識を深化・統一することが可能となる。包括的で明確なルールは、製薬企業が法的リスクを未然に防止し、低減させる上で有効であり、薬品業界全体の公平な競争環境の構築に寄与するものと見られる。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2025年1月24日)

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/xwxc/art/2025/art_683fdb0f0a7e434aab0b1708f9079422.html

★★★2. 特許代理サービス調達に「品質重視」基準 政府が新調達指針を制定★★★

中国財政部と国家知識産権局はこのほど、特許・商標関連の代理サービスを政府調達する際の新基準「特許・商標代理サービスに係る政府調達需要基準（試行）」を共同で発表した。同基準では価格評価の配点比率を10～15%に抑え、低価格競争を避けることを強調している。国家知識産権局は1月22日、公式サイトで解説文を公開し、「業務品質の向上」を最優先とする運用方針を示した。

基本方針は「1つの方向性を強調し、3つの基準を明確化する」という構成だ。方向性では「品質重視」を徹底するため、価格評価の配点比率を従来より低い10～15%に設定。これにより「価格競争」から「品質競争」への転換を促進する。併せて調達側に対し、サービスの種類や重要度、納期に応じた品質基準を段階的に設定するよう求め、契約履行管理の厳格化を義務付けた。

3つの明確化された基準は次の通り：

第一に、業務内容の明確化：守秘義務や法令順守の共通要件に加え、国内外の特許出願や無効審判など業務類型ごとに品質基準を細分化。

第二に、代理機関の選定基準：資格保有状況や信用格付け、スタッフの定着率を審査項目に設定。サービスチームの実績や担当者の経験年数、過去の対応事例を評価対象とする。

第三に、サービスの評価基準：代理機関の基本情報や業務品質、顧客満足度などに関する参考基準を提供し、具体的な指標を提示している。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202501/1990191.html>

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、初の「重点商標保護リスト」発表 模倣品対策強化へ新たな一歩★★★

北京商標協会はこのほど、初の「北京重点商標保護リスト」を発表し、237 件の商標を対象として掲載した。同リストは、知的財産権の保護を強化することを目的としており、特に北京で高い知名度を持ち、一定の影響力があり、かつ模倣や不正登録のリスクにさらされやすい登録商標を重点的に保護するためのものだ。

今回のリストは、「北京重点商標保護リスト管理規範」に基づき、自主申告、一次審査、専門家による評価などのプロセスを経て最終的に決定された。掲載された 237 件の商標は、インターネット、医薬品、建材など多岐にわたる業界や分野に及んでいる。内訳は、北京市内の民事主体が所有する登録商標 113 件、北京市外の中国民事主体が所有する登録商標 62 件、外国の民事主体が所有する登録商標 62 件となっている。この取り組みは、模倣品や不正登録に対する対策を強化し、知的財産権の保護を一層推進するための重要な一歩と位置付けられている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 23 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141374

【華東地域】

★★★2. 上海、知的財産権に関するビジネス環境政策説明会を開催★★★

1 月 20 日、上海市知識産権局が主催し、上海市知的財産サービス業協会が運営を担当する「企業の知的財産権転化活用とビジネス環境政策解説」シリーズ第 5 回が開催された。

イベントでは、市知識産権局公共サービス部門の責任者が、上海が近年、知的財産権分野で行ってきたビジネス環境の整備や公共サービスの最適化などの取り組みを紹介した。最近発表された「上海市知識産権局による知的財産サービス業の高品質発展を推進するための若干の措置」について詳細な説明を加えた。また、関係機関に対し、業務効率の改善を求め、品質重視と長期的な視点を堅持し、さらに規模を拡大するとともに、専門性と精密性の向上を求めた。

会場では「上海市知的財産サービス業の高品質発展に向けた共同宣言」が採択され、最新の知的財産トピックを巡る意見交換が活発に行われた。同イベントは業界全体の連携強化をアピールする場となり、協会関係者や科学技術系企業・サービス機関の関係者約 200 名がオンラインと対面で参加した。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202501/1990174.html>

★★★3. 福建省泉州市、企業向け知的財産権管理指針を発表★★★

近日、福建省泉州市は「企業の知的財産権の規範的管理と権利救済指針」（以下、「指針」）を発表した。この指針は、福建省で初めて市場监督管理局（知識産権局）と検察院の両機関が共同で策定した知的財産権に関する専門的な業務指針であり、泉州市においても企業向けに知的財産権の多分野を網羅した指針が初めて発表されたものである。

「指針」は、刑事編と行政編に分かれており、近年、市場监督管理局（知識産権局）と検察院の両機関が企業の知的財産権の規範的な管理や権利救済に関する成功事例をまとめている。特に、特許、商標、営業秘密、著作権などの知的財産分野に焦点を当て、民間企業の視点から一問一答形式で整理されている。実用的で実行可能な内容が多く盛り込まれており、実務上の課題が広範囲にわたって整理されている。企業が法的リスクを効果的に予防し、知的財産権戦略の最適化を図るための専門的なガイドラインを提供している。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/22/art_57_197322.html

★★★4. 浙江省、知的財産標準体系構築のためのガイドラインを発表★★★

浙江省の質量標準・知的財産強省活動指導グループ弁公室がこのほど、「知的財産標準体系構築方案」（以下、「方案」）を発表し、同省の知的財産標準体系の構築に関するガイドラインを明らかにした。

近年、浙江省は知的財産関連業務の規範化と指導における標準の重要な役割を十分に発揮することを狙い、知的財産の標準化作業に注力しており、全国で初めて省レベルの知的財産標準化技術委員会を設立した。これまでに、同省では知的財産に関する省レベルの地方標準を 3 件発表し、特許代理、海外での権利保護、データ知的財産権などの重要分野で 10 件以上の団体標準を策定してきた。

今後、浙江省は「方案」の要求に基づき、知的財産標準化技術組織の整備、標準基礎理論の研究、標準化試行プログラムの実施、さらに人材育成や普及活動などを全面的に強化する方針である。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/22/art_57_197321.html

★★★5. 江蘇省、科学技術成果実用化を促進する免責制度を導入 「失敗不問」で挑戦後押し★★★

江蘇省科学技術庁、教育庁、財政庁はこのほど、省内の大学や研究機関を対象にした「科学技術成果実用化における免責制度」を定めた通知を発表した。同時に、「江蘇省科学技術成果実用化免責実施ガイドライン（試行）」を公表し、技術実用化の過程で生じた損失について、19 の条件下で関係者の責任免除を認める方針を示した。

同制度での「免責」とは、技術成果実用化活動において「先行事例の不足」「不可抗力」「予見不能」といった要因で組織が損失を被った場合、関係者が適切な対応を尽くしたと証明されれば、内部評価での減点や報奨金の削減、さらには行政処分などの責任を免除する仕組みである。

ガイドラインでは、「法令順守」「制度整備」「業務要件」の3分野にわたる免責条件を明確化し、関係者を「指導職」「管理職」「研究者」の3つに区分。それぞれに計19項目の免責要件を提示している。具体的には、指導職向けに8項目、管理職向けに10項目を設定。研究者に対しては、成果の使用、処分、収益化の過程で過失があった場合でも、誠実な対応が確認されれば原則として追責せず、是正措置を優先することを明記した。

江蘇省は「この免責制度の整備により、大学や研究機関が『失敗を恐れず』に成果を社会に還元できる環境を醸成する」と強調している。イノベーション支援を推進し、研究成果の実用化への意欲を高めることを目指している。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 17 日)

https://www.gov.cn/lianbo/difang/202501/content_6999258.htm

【その他地域】

★★★6. 寧夏回族自治区、知的財産保護で行政・司法が連携強化 新たな枠組み協定を締結★★★

寧夏回族自治区市場監督管理庁（知識産権局）はこのほど、自治区司法庁など12の関係部門と共同で「寧夏回族自治区知的財産行政・刑事協同保護枠組み協定」（以下「協定」）を締結した。知的財産保護における行政と司法の連携を強化し、権利侵害への対応力を高めることが目的である。

協定に基づき、自治区高級人民法院、人民検察院、公安庁、司法庁、市場監督管理庁、銀川税関など12の知的財産保護に関わる行政・司法機関が「知的財産行政・刑事協同保護体系グループ」を設立。定期的または必要に応じて会合を開き、知的財産保護における難題の解決に向けた取り組みを推進する。

具体的な取り組みとして、まず情報共有制度の構築が挙げられる。知的財産保護の取り組み状況や事件情報を相互に通報し、重要な難事件について検討を行うことで、行政法執行、司法審判、紛争調停などの連携を強化。将来的には行政法執行、刑事司法、民事保護のデータ共有を実現する方針だ。

さらに、知的財産に関する共同広報メカニズムも確立する。オンラインや対面式など多様な形式の研修会、講演会、座談会を共同で開催し、事業主体の知的財産保護に関する法的知識の蓄積やリスク防止意識の向上を図る。これにより、「知識の尊重、革新の奨励、誠実な守法」を重視する社会的風土の醸成を目指す。

(出典：国家知識産権戦略網 2025 年 1 月 26 日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=55990>

○ 司法関連の動き

★★★1. 浦東新区検察院、新興産業の発展を支援する知的財産保護施策を発表★★★

上海市浦東新区検察院はこのほど、「新たな質の生産力と三大先導産業の発展支援に関する十二条の意見」「三大先導産業における知的財産権保護ガイドライン」、さらに関連する典型事例を発表した。これらの文書は、集積回路、生物医薬、人工知能といった三大先導産業を代表とする新興産業の発展を支援する具体的な措置を提案している。

「意見」では、新たな質の生産力を支える主体の権益を平等に保護することを柱とし、知的財産権侵害犯罪の取り締まりを強化するとともに、営業秘密を包括的に保護する方針を打ち出した。また、イノベーションのニーズに応じた多角的な救済メカニズムの構築を進めることも強調している。

一方、「ガイドライン」は、企業が法的手続きをより理解しやすいよう、複雑な法理や法律条文をマインドマップ形式に変換して提供している。この取り組みにより、企業が法的知識を活用しやすくなることが期待される。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025 年 2 月 5 日)

https://www.spp.gov.cn/spp/dfjcdt/202502/t20250205_681286.shtml

★★★2. 深セン市、営業秘密保護の「行政・刑事連携指針」を策定★★★

広東省深セン市検察院はこのほど、市公安局（警察）、市場监督管理局、文化・放送・観光・スポーツ局と共同で「営業秘密に関する行政法執行と刑事司法の連携案件における証拠収集及び審査作業指針（試行）」（以下「指針」）を発表した。これにより、営業秘密をめぐる「行政と刑事の連携（両法連携）」案件の証拠収集・審査基準をさらに細分化し、営業秘密侵害犯罪への取り締まり強化を図る。

同指針は、営業秘密の権利帰属に関する証拠、侵害事実の立証、被疑者の侵害行為を示す証拠、犯罪の成否、量刑判断に必要な証拠など 7 つの分野を規定。特に営業秘密侵害犯罪の構成要件に沿い、行政機関が刑事事件として移送すべき案件の証拠基準を明確化した。

指針の策定により、営業秘密保護における行政と司法の連携が強化され、法執行の透明性と効率性が向上することが期待される。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2025 年 1 月 24 日)

https://www.spp.gov.cn/spp/dfjcdt/202501/t20250124_680746.shtml

★★★3. 北京・天津・河北検察、「三必」メカニズムで知的財産権侵害に強力対応★★★

近年、広域化・組織化が進む知的財産権侵害犯罪に対応するため、京津冀（北京市、天津市、河北省）の検察機関が共同で「三必」メカニズムを確立した。この取り組みは、「知的財産権強国建設」の第 3 回典型事例として選ばれ、全国検察システムで唯一の選出事例となった。

「三必（三つの必ず）」は、京津冀における知財侵害犯罪への一体対応を強化するメカニズムで、具体的には、▽必ず広域的な犯罪ネットワークを審査▽必ず他地域へ情報共有▽必ず迅速に対応・報告という仕組みである。地域間での手がかり移送、管轄調整、情報共有、相互支援といった連携強化により、一体となって犯罪を抑止する体制である。同メカニズムの導入により、322 件の広域連携事件処理を実現し、354 人が起訴されるなど、組織的な知財侵害犯罪の摘発効率が大幅に向上した。検察関係者は「従来は地域間の情報断絶が課題だったが、『三必』で手がかりの発見・移送・評価のプロセスが標準化され、犯罪の根絶に繋がっている」と説明している。

さらに京津冀検察は、「全チェーン（一連の犯罪網）摘発モデル」を構築している。内部の捜査データや市民からの苦情情報を統合し、偽造産業チェーンをデータ分析で可視化。これにより、従来見

逃されがちだった「漏罪」（未発覚の罪）や共犯者の特定が進んだ。同モデル運用後は 500 件超の事件でデジタル捜査を実施し、広域犯罪の手がかりを AI で抽出した。生産・流通・販売の各段階を含む「犯罪チェーン」全体の摘発を推進している。

(出典：国家知識産権網 2025 年 1 月 22 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/22/art_55_197318.html

★★★4. 合肥市中級法院、知財保護強化などで「新たな質の生産力」を支援★★★

安徽省合肥市中級人民法院は、司法機能を強化してイノベーションを保護・促進し、高品質な司法を通じて新たな質の生産力の発展を支援するため、このほど「新たな質の生産力の発展を支援するための 10 項目の措置」（以下、「措置」）を発表した。

「措置」は、知的財産権の司法保護強化やサービスの効率化などを中心に、重要なコア技術や科学技術企業の知財権保護を強化すること、「科学技術企業向けグリーンサービス窓口」を設置して訴訟関係者の利便性を高めること、合肥市科学技術局と連携して科学技術企業の信用評価情報共有プラットフォームを構築することなどを提案している。

さらに、新たな生産力の発展に適した市場環境を整えるため、「措置」では、金融市場において科学技術イノベーションや起業分野により多くの資源を配分するよう導くことを提唱している。同時に、企業の科学技術イノベーションにおける主体性を強化し、市場主体の取引ルールや習慣を尊重し、取引の安全と市場秩序を維持することも強調している。

(出典：中国法院網 2025 年 1 月 17 日)

<https://www.chinacourt.org/article/detail/2025/01/id/8677898.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 浙江省公安機関、企業内部の知的財産権犯罪の摘発に注力★★★

1 月 22 日、浙江省公安局は「民間企業内部腐敗および知的財産権侵害犯罪対策特別行動」（「護航 2024」）に関する記者発表会を開催した。同会では、2024 年に浙江省公安機関が民間企業の主要な関心事や問題点に的を絞り、「護航 2024」を推進し、企業内部の腐敗や知的財産権侵害犯罪を厳しく取り締まることで、同省の経済・社会の質の高い発展を力強く支えたことが報告された。

公安機関は事件解決の実効性と損害回復の效果に重点を置き、企業の要望に真摯に応えた。その結果、1 年間で知的財産権を侵害する刑事事件 816 件を解決し、容疑者 2811 人を逮捕、被害総額は 19 億元以上にのぼった。特に、浙江省の「有名商標」や「老舗」ブランドの権益を侵害する 276 件の事件を重点的に摘発したほか、ハイテク企業の営業秘密を侵害する 17 件の犯罪を立件した。中でも、寧波市にあるリーディングカンパニーの営業秘密侵害事件を成功裏に解決し、1 億元規模の損害回復を実現したことは注目に値する。

現在、浙江省公安局は「護航 2025」を開始し、知的財産権侵害を含む違法行為の取り締まりをさらに強化するとともに、企業に対する一層のサービスと保障を提供する取り組みを進めている。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/zj/202501/1990187.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 天津知的財産権取引プラットフォーム、昨年の成約件数が 7 割増★★★

2024 年 1 月から 12 月にかけて、天津知的財産権取引プラットフォームに上場された知的財産権は 2054 件で、前年比 25%以上増加し、そのうち 245 件が成約し、前年比 70%増加した。成約金額は前年比 44%増の 1370.59 万元に達した。天津市知識産権局の関係者が明らかにした。

天津市知識産権局、濱海高新区管理委員会、天津産権取引センターが 2022 年に共同で設立した天津知的財産権取引プラットフォームは、天津市が知的財産権の移転・転化を推進する重要なプラットフォームであり、大学、研究機関、企業に対して、知的財産権の公開、評価、移転・転化、技術関連投資のエグジット、融資担保などの全チェーン、全プロセスのサービスを提供することができる。現在、登録ユーザーは 3 万人を超えている。

「2024 年に成約したプロジェクトは主に消防、医療衛生分野からで、平均単価は約 119 万元であった」と天津知識産権取引プラットフォームの関係者は述べた。今年、同プラットフォームは国内他の地域の知的財産権取引プラットフォームとの交流・協力の強化を通じて、異なる地域間のデータ障壁を打破し、天津市の知的財産権を京津冀地域（北京、天津、河北）をはじめ全国に送り出し、知的財産権の転化効率を実質的に向上させることに力を入れる方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/tj/202501/1990192.html>

★★★2. 広東省で初の生物育種データの知的財産権が登録★★★

近日、広東省韶関市の星河生物科技有限公司が申請した「韶関市星河白玉菇 1 号実験プロジェクト分析データセット」が「データ知的財産権登録証明書」を取得した。この証明書は、韶関市企業が「蘭保険金支払い気象サービスデータ」の登録に続いて取得したもので、広東省初の生物育種データ知的財産権登録証明書である。

このデータ知的財産権登録は、食用キノコ（白玉菇）の生物育種に関する全過程のデータに焦点を当てており、品種改良、栽培技術の最適化、経済効果分析、品質検査と食品安全の 4 つの核心領域を網羅している。広東省初の生物育種データ知的財産権登録として、この登録は生物育種分野の革新性を示すだけでなく、同分野における知的財産権保護のモデルを提供し、農業イノベーションにおけるデータ知的財産権登録の重要性を浮き彫りにしている。さらに、関連企業や研究機関にとって参考となる経験を提供している。

(出典：中国知識産権資訊網 2025 年 1 月 23 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141378

★★★3. 中部 6 省、特許活用で中小企業成長を支援＝武漢で推進イベントを開催★★★

中部 6 省（山西・安徽・江西・河南・湖北・湖南）の知識産権局が連携し、特許活用による中小企業育成を目指す「特許産業化促進推進イベント」がこのほど湖北省武漢市で開催された。このイベントには、国家級知的財産優良企業やハイテク企業、大学・研究機関が参加し、地域産業の高度化に向けた連携体制を構築した。

イベントでは、6 省の知的財産権局が連携し、大学や研究機関に保有される特許を有効活用するための取り組みを展開することが発表された。企業のニーズに合致する高品質な特許や産学連携チームを選定し、紹介することで、企業が効率的に特許を取得・転換できるよう支援する。また、地域を越えた産業協同イノベーションの仕組みを構築し、地域間の特許活用や技術交流を促進する取り組みが進められる。これにより、中部地域の中小企業が成長し、産学研協同イノベーションが促進されることを目指す。

イベント当日には、10 件の特許供給需要マッチングプロジェクトが契約され、総契約額は 2378 万元に達した。また、知的財産担保融資プロジェクトも 10 件契約され、総融資額は 3.3 億元に上った。さらに、20 社の中小企業が高価値特許製品を展示した。光電子技術、高度技術サービス、バイオ医薬品、インテリジェントカー、新素材といった多岐にわたる分野の成果を披露し、高価値特許の創出、保護、活用における進展を示した。

(出典：中国保護知識産権網 2025 年 1 月 23 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sx/202501/1990190.html>

○ 統計関連

★★★1. 2024 年中国のサービス貿易が過去最高を更新、知的財産権使用料の輸入も 8.7%増加★★★

商務部の発表によると、2024 年、中国のサービス貿易は急速な成長を遂げ、規模が再び過去最高を更新した。特に、知的財産権使用料の輸入が 8.7%増加し、知識集約型サービス貿易の拡大が顕著であった。

2024 年通年のサービス輸出入総額は、前年比 14.4%増の 7 兆 5238 億元に達した。内訳は、輸出が 18.2%増の 3 兆 1755 億 6000 万元、輸入が 11.8%増の 4 兆 3482 億 4000 万元であった。輸出から輸入を差し引いた貿易収支は 1 兆 1726 億 8000 万元の赤字となったが、赤字額は前年より 314 億 3000 万元減少した。

特に注目されるのは、知識集約型サービス貿易の成長である。通年の知識集約型サービス貿易輸出入額は 6.5%増の 2 兆 8965 億 2000 万元となった。このうち、知識集約型サービスの輸出は 7.4%増の 1 兆 6573 億 2000 万元で、個人向け文化・娯楽サービスと電気通信・コンピュータ・情報サービスが急増し、それぞれ 39.3%と 12.2%の増加率を記録した。一方、知識集約型サービスの輸入は 5.4%増の 1 兆 2392 億元で、個人向け文化・娯楽サービスと知的財産権使用料がそれぞれ 29.5%と 8.7%の増加率を示した。知識集約型サービスの貿易収支は 4181 億 2000 万元の黒字で、黒字額は前年より 504 億 5000 万元増加した。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 28 日)

https://www.gov.cn/lianbo/fabu/202501/content_7001564.htm

★★★2. 中国の研究開発費対 GDP 比が 2.68%に 基礎研究投資が 10.5%増加★★★

2024 年、中国の研究開発（R&D）費投入強度（対 GDP 比）は 2.68%に達し、前年比 0.1 ポイント上昇した。

「大規模な研究開発投資は、発明と創造を推進し、数多くの科学技術成果を生み出す重要な基盤である」と、中国科学技術発展戦略研究院傘下の技術予測・統計分析研究所の玄兆輝所長は述べた。2024 年、中国の研究開発費総額は 3.6 兆元を突破し、研究開発費と国内総生産（GDP）の比率は 2.68%に達し、過去最高水準を記録した。これは中国の科学技術イノベーションにおける源泉的供給能力が更に強化されたことを示すものである。

社会全体の研究開発費において、基礎研究費は前年比 10.5%増加し、研究開発費全体に占める割合は 6.91%に達した。急増する基礎研究投資は、より多く、より優れた独創的・突破的・先導的な科学技術成果を生み出すための重要な基盤を提供しているのである。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 23 日)

https://www.gov.cn/lianbo/fabu/202501/content_7001564.htm

★★★3. 2024 年の特許登録件数が 100 万件突破、国内企業の特許産業化率 53%に★★★

1 月 15 日、中国国務院新聞弁公室が記者会見を開き、昨年の知的財産権関連の進捗状況を発表した。国家知識産権局の胡文輝副局長によると、2024 年に中国で認可された特許は 104.5 万件で前年比 13.5%増加した。登録商標は 478.1 万件（同 9.1%増）、集積回路の回路配置設計登録は 1.1 万件に達した。

昨年末時点で、中国国内の特許の有効件数は 475.6 万件に上り、その中でも高価値特許は 197.8 万件に達し、前年同期比で 18.8%増加した。高価値特許の 1 万人当たりの保有数は 14 件に達し、当初の「十四五」計画における目標を前倒しで達成した。

国際出願では、PCT（特許協力条約）に基づく国際特許出願、ハーグ協定による意匠の国際出願、マドリッド協定に基づく商標の国際登録など、中国の申請者は世界のトップレベルを維持している。特にハーグ協定を利用した意匠登録出願は 4868 件（同 29.5%増）で世界首位に躍進した。高価値特許のうち 13 万件が海外での承認も得ており、「第 13 次五カ年計画」終了時と比べて約 2 倍に増加した。

企業の取り組みも顕著で、昨年末時点の国内企業が保有する有効特許は 350 万件超に達し、全体の 73.7%を占める。特許の産業化率は 53.3%となり、5 年連続で上昇傾向を示した。技術革新の現実的な生産力への転換が進展している状況が浮き彫りになった。

(出典：中国政府網 2025 年 1 月 16 日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_6998906.htm

○ その他知財関連

★★★1. 中国における特許永久差止命令救済制限に関する新たな研究報告が発表★★★

デジタル経済が人工知能（AI）時代へ急速に移行する中、技術の最先端分野における特許訴訟が増加し、新たな法的課題が浮上している。知的財産権の保護、技術革新の促進、市場競争秩序の維持という三つの要素のバランスをいかに取るかが、喫緊の課題となっている。

1月16日、国際関係学院知的財産・科学技術安全研究センターと北京知産宝公司データ研究センターが共同で作成した「特許永久差止命令救済制限に関する法的問題研究報告書」（以下「報告書」）が北京で発表された。同報告書は、特許差止命令救済の制限に関する初の本格的な研究として、国内産業の特許保護に重要な指針を与えると期待されている。

報告書は、司法訴訟データや知的財産権に関する他のデータを総合的に分析し、中国における特許差止命令救済が司法実務でどのように利用されているかを明らかにしている。さらに、現行制度の問題点や裁判傾向について、データに基づいて実証的に論じている。同時に、学界、司法界、実務界の専門家による特許差止命令制度とその制限に関する見解をまとめ、制度の最適化に向けた具体的な戦略を提示した。

また、報告書はドイツや米国における「比例原則」の適用事例を参考にし、日本の研究成果も取り入れながら、中国の国情に合った立法の改善や司法裁量のあり方について具体的な提言を行っている。特に、特許権者の利益保護と公共の利益のバランスを重視し、過度な差止命令が技術革新や市場競争を阻害しないよう配慮した内容となっている。

(出典：中国知識産権资讯网 2025年1月22日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=141372

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年3回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPG ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved